

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

平成二十七年四月十四日
一
通所介護

宮城県知事 村井嘉浩

目次

告 示

ページ

告 示

- | | | |
|----------------------------------|-------------|---|
| ○生活保護法による指定介護機関の指定 | (社会福祉課) | 一 |
| ○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託 | (子育て支援課) | 二 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | (障害福祉課) | 三 |
| ○認証食品の認証 | (食産業振興課) | 三 |
| ○農用地利用配分計画の認可の申請 | (農業振興課) | 三 |
| ○県営土地改良事業計画の縦覧 | (農村振興課) | 三 |
| ○保安林の指定施業要件の変更の予定 | (森林整備課) | 三 |
| ○都市計画決定の図書の写しの縦覧(三件) | (都市計画課) | 四 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | (北部地方振興事務所) | 四 |
| ○土地改良区役員の就任の届出 | (東部地方振興事務所) | 五 |
| ○土地改良区役員の就任及び退任の届出 | (同) | 五 |
| 公 告 | | |
| ○県営土地改良事業変更計画の縦覧 | (農村振興課) | 五 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) | (森林整備課) | 六 |
- 宮城県告示第四百五十号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスちびのしっぽ	柴田郡大河原町大谷字末広九十七番地二	株式会社ウルル	柴田郡大河原町大谷字末広九十七番地二	平成二十七年二月一日
若柳デイサービスセンター	栗原市若柳武鎗藤貫沢八十五番地	社会福祉法人豊明会	栗原市若柳武鎗藤貫沢八十五番地	平成二十七年三月一日
デイサービス四季彩館	栗原市築館字下宮野砂田十六番地一	株式会社ふれ愛館	栗原市一迫真坂字荒町二十二番地一	平成二十七年四月一日

二 小規模多機能型居宅介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護支援施設 きらきら	東松島市赤井字川前五番七十三一	有限会社緑三松	石巻市東中里一丁目六一十七	平成二十七年二月一日

三 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスちびのしっぽ	柴田郡大河原町大谷字末広九十七番地二	株式会社ウルル	柴田郡大河原町大谷字末広九十七番地二	平成二十七年二月一日
土筆の里	気仙沼市唐桑町小長根百七十二番地一	有限会社笹陣	気仙沼市唐桑町小長根百七十七番地	平成二十七年一月一日
若柳デイサービスセンター	栗原市若柳武鎗藤貫沢八十五番地	社会福祉法人豊明会	栗原市若柳武鎗藤貫沢八十五番地	平成二十七年三月一日
デイサービス四季彩館	栗原市築館字下宮野砂田十六番地一	株式会社ふれ愛館	栗原市一迫真坂字荒町二十二番地一	平成二十七年四月一日

四 介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護支援施設 きらきら	東松島市赤井字川前五番七十三一	有限会社緑三松	石巻市東中里一丁目六一十七	平成二十七年二月一日

○宮城県告示第四百五十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十七年四月十四日

一 委託の相手方
東京都千代田区麹町一丁目六番二
社会福祉法人日本保育協会

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十七年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五二〇〇四七一	事業所の名称及び所在地 子ども広場にこまゝ登米市中田町上沼字西桜場三十二番地一	指定障害児通所支援の種類 児童発達支援	設置者名 特定非営利活動法人 奏海の杜	指定年月日 平成二十七年四月一日
--------------------	--	------------------------	------------------------	---------------------

○宮城県告示第四百五十三号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号 九十二	品目 宮城県産 仙台味噌	申請者の氏名又は名称 仙台味噌醤油株式会社 代表取締役社長 佐々木淳一郎	製造業者の名称又は屋号 仙台味噌醤油株式会社	製造所等の所在地 大崎市松山金谷字山葵沢東六番一号
-------------	-----------------	---	---------------------------	------------------------------

二 認証年月日

平成二十七年三月二十四日

○宮城県告示第四百五十四号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社より農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十七年四月十四日から平成二十七年四月二十八日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十七年四月一日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営多賀城地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年四月十四日から平成二十七年五月十八日まで

三 縦覧場所

多賀城市役所

○宮城県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的

3 変更後の指定施業要件
水源の涵養

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十七号

名取市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

一 都市計画の種類

1 種類 仙塩広域都市計画第一種市街地再開発事業

2 名称 名取駅前地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百五十八号

名取市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度利用地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百五十九号

名取市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画墓園

2 名称 一号 名取市民墓地公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十号

真坂土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年四月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県北部地方振興事務所

所長 増 子 友 一

○宮城県告示第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市蛇田土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十七年三月二十八日	大和田 正昭	石巻市恵み野二丁目九番地三	理事

○宮城県告示第四百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津山土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十七年四月一日	佐藤 孝太郎	登米市津山町横山字上鴻巣百四十番地	理事
平成二十七年四月一日	西條 昇平	登米市津山町横山字久保二十四番地	理事
平成二十七年四月一日	阿部 清雄	登米市津山町柳津字黄牛比良百十四番地	理事
平成二十七年四月一日	佐々木 一男	登米市津山町柳津字幣崎八十三番地	理事
平成二十七年四月一日	西條 栄一	登米市津山町横山字竹の沢四十五番地	理事

平成二十七年四月一日	高橋 平克	登米市津山町横山字野尻三十九番地	監事
平成二十七年四月一日	大森 富久司	登米市津山町柳津字館石五十一番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十七年三月三十一日	佐藤 孝太郎	登米市津山町横山字上鴻巣百四十番地	理事
平成二十七年三月三十一日	山内 文雄	登米市津山町柳津字大柳津七十五番地	理事
平成二十七年三月三十一日	亀井 次郎	登米市津山町柳津字黄牛田高畑六十一番地四	理事
平成二十七年三月三十一日	西條 栄一	登米市津山町横山字竹の沢四十五番地	理事
平成二十七年三月三十一日	佐々木 洋一	登米市津山町柳津字黄牛石生四十六番地	理事
平成二十七年三月三十一日	今野 光行	登米市津山町横山字上の山百五十八番地一	理事
平成二十七年三月三十一日	佐々木 一男	登米市津山町柳津字幣崎八十三番地	理事
平成二十七年三月三十一日	大森 富久司	登米市津山町柳津字館石五十一番地	理事
平成二十七年三月三十一日	西條 昇平	登米市津山町横山字久保二十四番地	理事
平成二十七年三月三十一日	西條 清貴	登米市津山町横山字久保三十三番地	理事
平成二十七年三月三十一日	高橋 平克	登米市津山町横山字野尻三十九番地	監事
平成二十七年三月三十一日	阿部 清雄	登米市津山町柳津字黄牛比良百十四番地	監事

公 告

○県宮南三陸地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）計画の変更）に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地

改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営南三陸地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））
変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年四月十四日から平成二十七年五月十八日まで

三 縦覧場所

南三陸町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年五月十八日

2 提出方法 宮城県気仙沼地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八八-〇三四一 宮城県気仙沼市本吉町津谷桜子二十の二

電子メールアドレス ksmrsrnn@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、南三陸町役場で縦覧に供されます。

また、提出された意見に対しては、個別には回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 森林病虫害等防除「伐倒駆除（東部管内）」業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の日から平成二十七年七月三十一日まで

4 履行場所 宮城県東松島市宮戸地内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてはその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてはその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

宮城県東松島市宮戸地内

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三三)へ平成二十七年四月二十日(月)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県農林水産部森林整備課森林育成班(担当 水田 展洋 電話〇二二二二二二二二二)

3 入札説明書の交付期限

平成二十七年四月二十二日(水)午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十七年四月二十七日(月)午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年四月二十八日(火)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階農林水産部森林整備課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Nature of Service (s) : Prevention business such as forest pests (tree felling extirpation (Tobu service area)) (1 set)
- 2 Period of Contract : From the contract conclusion to July 31, 2015.
- 3 Deadline for Bid : April 27, 2015, 5 : 00 p.m.
- 4 Place and Time of Bid Selection : April 28, 2015, 10 a.m., Miyagi Prefectural Government building, 12th Floor, Forest Maintenance Division
- 5 Contract : Nobuhiro Mizuta, Forest Maintenance Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2921
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び予定数量
 - (一) 調達案件 森林病虫害等防除「伐倒駆除(仙台管内)」業務 (単価契約)
 - (二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結の日から平成二十八年二月二十九日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・富谷町及び大衡村
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

- 3 2以外の者で開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三)へ平成二十七年四月二十日(月)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限

平成二十七年四月二十二日(水)午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、

参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十七年四月二十七日(月)午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年四月二十八日(火)午後一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階農林水産部森林整備課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature of Service (s) : Extermination and Prevention of Tree Pests and Disease (Tree Felling & Extermination-Sendai Regional Promotion Office district) (Per Unit Price Contract)
- 2 Contract Period : From contract settlement to February 29, 2016
- 3 Bid Submission Deadline : April 27, 2015, 5 : 00 p.m.
- 4 Place and Time of Bid Selection : April 28, 2015, 1 : 00 p.m. Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor, Forest Development Division
- 5 Contact Information : Nobuhiro Mizuta, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai Miyagi Prefecture, 980-8570 Japan Tel: 022-211-2921
- 6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only